

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

対 象 資 産 の 区 分	1	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号
対 象 資 産 の 種 類 等	2			
対 象 資 産 の 名 称	3			
同 上 の 所 在 地	4			
資 産 の 用 途 (開 発 研 究 の 目 的)	5			
取 得 等 年 月 日	6	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・
購 入 先	8			
取 得 価 額	9	円	円	円
普 通 償 却 限 度 額	10			
特 別 償 却 率	11	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 ((9) - (10)) 又は ((9) × (11))	12	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	13	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等				
認 定 地 方 公 共 団 体 等 に よ る 指 定 年 月 日	14	・	・	・
認 定 地 方 公 共 団 体 等 の 名 称	15			
特 定 復 興 産 業 集 積 区 域 等 の 名 称	16			
そ の 他 参 考 と な る 事 項	17			

中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定

発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	18		大 株 規 模 法 数 人 等 の 保 有 明 す る 細	順 位	大 規 模 法 人		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19			1		26	
差 引 (18) - (19)	20					27	
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	21	人				28	
大 規 模 法 人 の 保 有 割 合 の 株 式	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (26)					29	
	保 有 割 合 $\frac{(22)}{(20)}$	%				30	
	大 規 模 法 人 の 保 有 す る 株 式 数 等 の 計 (32)					31	
	保 有 割 合 $\frac{(24)}{(20)}$	%		計 $(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31)$		32	

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、令和3年改正法附則第100条第2項《法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》若しくは第112条第2項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》に規定する旧開発研究用資産（以下「旧開発研究用資産」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。

(1) 旧開発研究用資産…令和3年改正法附則第100条第2項各号又は第112条第2項各号の該当号を記載します。

(2) 令和3年旧震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項に規定する開発研究用資産…令和3年旧震災特例法第17条の5第1項各号又は第25条の5第1項各号の該当号を記載します。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、対象資産の種類、細目等を記載します。

5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

6 「同上の所在地4」には、特定復興産業集積区域等（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第100条第2項若しくは第112条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」といいます。）又は復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。）内にある対象資産の所在地を記載します。

7 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。

8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」には、対象資産が旧開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第1号若しくは第112条第2項第1号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第1号若しくは第25条の5第1項第1号に掲げる開発研究用資産である場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度又は連結事

業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 中小企業者等（震災特例法第17条の5第1項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人等（震災特例法第25条の5第1項に規定する中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。以下同じです。）が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第2号若しくは第112条第2項第2号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第2号若しくは第25条の5第1項第2号に掲げる開発研究用資産…「50」

(2) 中小企業者等又は中小連結法人等以外の法人が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第3号若しくは第112条第2項第3号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第3号若しくは第25条の5第1項第3号に掲げる開発研究用資産…「34」

11 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 9の場合… $(9) - (10)$

(2) (1)以外の場合… $(9) \times (11)$

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定地方公共団体（復興特区法第4条第1項《復興推進計画の認定》に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日又は旧復興特区法第39条第1項の規定により旧認定地方公共団体（旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団

体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日を記載します。

なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにその用に供することができなかったと認められる資産として記載されている必要があります。

(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。

(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、10(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人（注）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

（注）大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

- (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合において、そ

のいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなる時のその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。